

当事務所所管の港湾施設内に長期間放置されている自転車について、管理上支障であることから、広島県港湾施設管理条例第9条第6号の規定によって放置車両対策事務を遂行するため、令和6年10月28日より次の保管場所に移動することとします。

お心当たりの方は、広島港湾振興事務所港営課までお申し出ください。

移動対象の港湾施設：広島みなと公園、御幸松駐輪場、
みずとりの浜公園、出島西1号上屋横



移動先：広島市南区出島二丁目（当事務所所管の港湾施設）

令和6年10月17日 広島港湾振興事務所港営課 ([TEL:082-251-7997](tel:082-251-7997))